

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に係る資金不足比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	資金不足比率基準
水道事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	20.0
下呂温泉合掌村事業会計	4.6	20.0
金山病院事業会計	－	20.0

資金不足比率欄「－」は資金不足がないことを表す。

令和 4 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

